

# 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

## 1. 対象者

- ・ 要介護認定者
- ・ 要支援認定者

## 2. 事業所の概要

- ・ 事業所名 公益社団法人 地域医療振興協会 公立黒川病院
- ・ 所在地 宮城県黒川郡大和町吉岡字西桜木 60 番地
- ・ 電話番号 (022) 345-3101 (代) FAX (022) 345-3143
- ・ 指定事業所番号 0412710360
- ・ 管理者 角田 浩
- ・ 開設年月日 平成 12 年 4 月 1 日

## 3. 事業所の目的及び運営方針

### 1. 訪問リハビリテーション事業及び介護予防訪問リハビリテーション事業の目的

#### 【 訪問リハビリテーション事業 】

当事業者は介護保険法令に従い、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図り、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するようサービスを提供することを目的とします。

#### 【 介護予防訪問リハビリテーション事業 】

当事業者は介護保険法令に従い、かかりつけ医が介護予防訪問リハビリテーションの必要を認めた利用者様に対し、可能な限りその居宅において、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図り自立した日常生活を営むことができるよう必要な介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供することを目的とします。

### 2. 運営方針

当事業者は、サービス担当者会議を通じて、利用者様の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療、福祉サービスの利用状況を把握しながら利用者様の訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの目標を設定し計画に基づき行います。また、被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮して訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供を行うよう努めます。

## 4. 事業実施地域

黒川郡（大和町、大郷町、大衡村）、富谷市、色麻町

## 5. 職員の職種、人数

専任の常勤医師 4名 理学療法士 4名 作業療法士 1名 言語聴覚士 1名

## 6. 営業日・営業時間

### (1) 営業日

月曜日～土曜日 (祝日及び12月29日～1月3日を除く)

### (2) 営業時間

月～土曜日 8時30分～17時

## 7. 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供

### 方法、内容

当事業者は理学療法士、または作業療法士が居宅を訪問して行います。

① 身体機能訓練 ② 日常生活動作訓練 ③ 日常生活関連動作訓練

④ 介助方法指導 ⑤ 家屋改修等の調査、指導等を提供します。

言語聴覚士が訪問する場合は①言語機能訓練②摂食機能訓練等を提供します。

## 8. サービス利用料金 (法定代理受領分・介護報酬上の告示上の額)

### ・訪問リハビリテーション

☑	サービス内容および加算(1回につき)	サービス 利用料金	利用者負担金		
			1割	2割	3割
	訪問リハビリテーション費(20分につき)	3,080円	308円	616円	924円
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	60円	6円	12円	18円
	短期集中リハビリテーション実施加算(3月以内)	2,000円	200円	400円	600円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(3月以内)	2,400円	240円	480円	740円
	リハビリテーションマネジメント加算(イ)(1月につき)	1,800円	180円	360円	540円
	リハビリテーションマネジメント加算(ロ)(1月につき)	2,130円	213円	426円	639円
	当院の医師が利用者又は家族の同意を得た場合 (1月につき)	2,700円	270円	540円	810円
	移行支援加算(1日につき)	170円	17円	34円	51円
	退院時共同指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円

### ・介護予防訪問リハビリテーション

☑	サービス内容および加算(1回につき)	サービス 利用料金	利用者負担金		
			1割	2割	3割
	介護予防訪問リハビリテーション費(20分につき) ※利用開始月から12月を越えて介護予防リハビリテーションを実施する場合、1回につき5単位減算	2,980円	298円	596円	894円
	介護予防サービス提供体制強化加算	60円	6円	12円	18円
	介護予防短期集中リハビリテーション実施加算 (3月以内)	2,000円	200円	400円	600円

- \* 短期集中リハビリテーション実施加算を必要とする場合、退院・退所・要介護認定日から加算が算定されます。
- \* 通常の実施地域は交通費は無料となります。それ以外の利用者様は片道1Km当たり50円の実費が必要となります。
- \* 一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割または3割になります。(介護保険負担割合証をご確認ください。)

## 9. お支払い方法

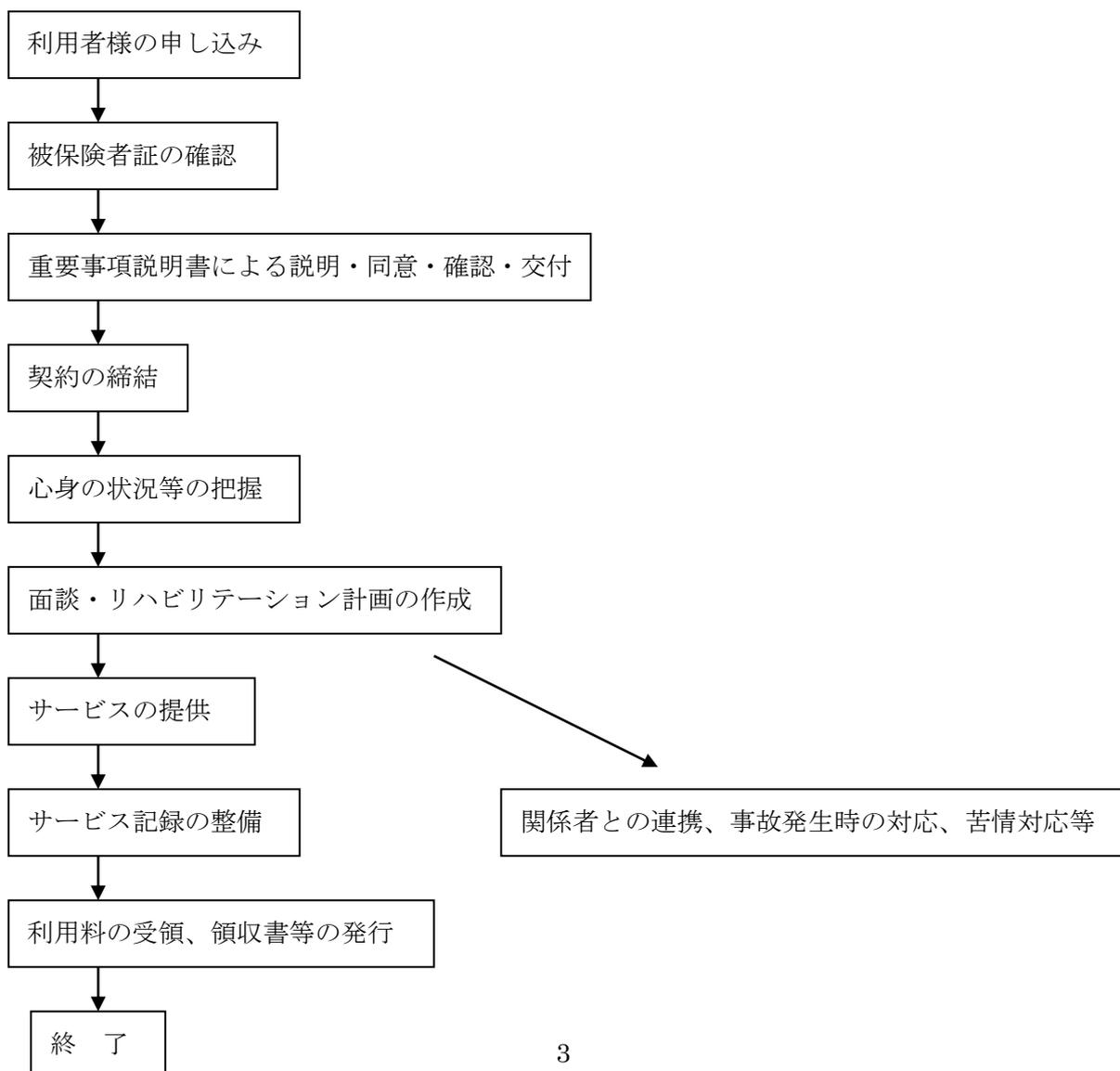
利用料はサービス利用実績に基づいて、利用月の翌月15日頃までにお届けいたしますので月末までに公立黒川病院会計窓口にてお支払い願います。

但し、窓口でのお支払いが困難な場合は、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの担当者が利用料をお預かりし、窓口での支払いを致しますので御相談ください。

## 10. キャンセル

利用者様のご都合によりサービスの中止(以下「キャンセル」とします。)をする際には、速やかに当事業所まで御連絡下さい。

## 11. サービス提供の手順



## 12. 秘密の保持と個人情報の保護に関する事項

- (1) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。尚、この守秘義務は従業者退職後及び本契約終了後も同様とします。
- (2) 事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者または家族等の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (4) 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身の状況を提供できるものとします。
- (5) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

## 13. 事故発生時の対応に関する事項

- (1) 事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、サービス事業所、主治医に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (2) 事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

### 【緊急連絡先】

	氏 名	電 話 番 号	住 所
御家族等	(続柄 )		
主 治 医			
そ の 他			

## 14. ハラスメント対策に関する事項

- (1) 事業者は、適切な本サービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (2) 利用者またはその家族等による従業者への身体的暴力、精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、双方の信頼関係が著しく損なわれ、改善する見込みがない場合、契約の解除等を行う場合があります。

## 15. サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口

当事業所窓口	公立黒川病院リハビリテーション室 022-345-3101 内線 374 担当者：千葉 美玲
市町村相談窓口	大和町 (福祉課) 022-345-7221 大郷町 (保健福祉課) 022-359-5507 大衡村 (健康福祉課) 022-345-0253 富谷市 (長寿福祉課) 022-358-0513 色麻町 (保健福祉課) 0229-65-1770
国民健康保険団体連合会	宮城県国民健康保険団体連合会 (介護保険課) 宮城県自治会館 5～6 階 TEL 022-222-7170

## 16. 身体拘束に関する事項

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。また、事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性…利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 17. 虐待防止に関する事項

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知します
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待の防止のため指針を整備します。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親戚・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (6) 前五号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を配置します。

虐待防止対策担当者：管原 一禎

## 18. 非常災害対策に関する事項

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 非常その他の緊急事態に備え、執るべき措置について事業継続計画を策定し、従業員及び利用者に周知徹底を図ります。従業員に対して定期的に研修、訓練を行います。

## 19. 感染症の予防及びまん延防止対策に関する事項

- (1) 感染対策委員会を設置します。
- (2) 平常時の対策及び発生時の対応を規程する「感染対策の指針」を策定します。
- (3) 「感染対策マニュアル」に沿って予防対策を講じます。
- (4) 指定感染症の発生時において、事業継続計画を策定し、従業員及び利用者に周知徹底を図ります。従業員に対して定期的に研修等を行います。
- (5) 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

## 20. 診療記録等の開示・料金

- (1) 診療記録等の開示を求められた場合は、公立黒川病院内個人情報開示等規程に従って対応します。
- (2) 診療記録等の開示に伴い、診療記録閲覧・複写の請求には、実費を徴収させていただきます。

・ 開示申出費	1,050円
・ 閲覧費（1時間）	1,050円
・ 診療記録のコピー	21円／1枚

## 21. 第三者評価の実施の有無

実施しておりません。

## 22. その他

- (1) ご利用にあたって、介護保険証、介護保険負担割合証、健康保険証や老人医療受給者証等の確認をさせていただきます。（変更が生じた場合は、必ずお知らせください。）
- (2) 都合により訪問予定日時等の変更を御願いする場合があります。

事業者は、利用者様又はその御家族に対し、本サービス重要事項説明書により重要事項、13に定める個人情報の使用等について説明し、利用者様及びその御家族はサービスの提供開始、重要事項及び個人情報の使用等について同意しました。

なお、本書は、2部作成して双方1部ずつ保管します。

令和 年 月 日

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたり、利用者様に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 宮城県黒川郡大和町吉岡字西松木 60 番地

名称 公立黒川病院

代表者 角田 浩 印

説明者 所属 リハビリテーション室

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面により、事業者から訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者様 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

署名代行者様 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_) 印